

9月上旬から家屋調査を行います

固定資産税を適正に算出するため、家屋調査を実施します。固定資産税は家屋の評価額により決まり、家屋調査はその評価を行うための大切なものです。役場税務住民課職員が期間中、調査のために敷地内に立ち入りさせていただくことがありますが、調査員は常に職員証を携行していますので、不審に思ったときは提示を求めてください。

次の場合、申告が必要です！

〔不動産を取得したとき〕

家屋の新築、増築などにより不動産を取得したときは、地方税法により60日以内に東部県税事務所に申告する義務があります。正当な事由なく申告をしなかった場合は、過料が課せられることがありますので、早めに申告を行ってください。申告に必要な書類は税務住民課にあります。住宅だけでなく、倉庫や車庫も評価の対象です。

〔家屋を取り壊したとき〕

「滅失の申告」を行ってください。12月28日（木）までに申告を行うことにより、課税台帳から削除され、次年度から課税されなくなります。

〔所有者が死亡したとき〕

相続人を代表して納税通知書等を受領する人を指定する「固定資産現所有者等届出書」を提出してください。

問合せ先 役場税務住民課 前川・小西 ☎75-4117

9月24日～30日は結核予防週間です

結核は今なお全国で年間1万1千人近くの新たな患者が発生し、およそ2千人が亡くなる重大な感染症です。鳥取県東部においても毎年新たな患者が発生し、そのうち半数以上は70歳以上の高齢者です。

〔結核は早期発見すれば、通院・服薬治療で治ります〕

◎次のような症状があるときは、できるだけ早くかかりつけ医を受診しましょう。

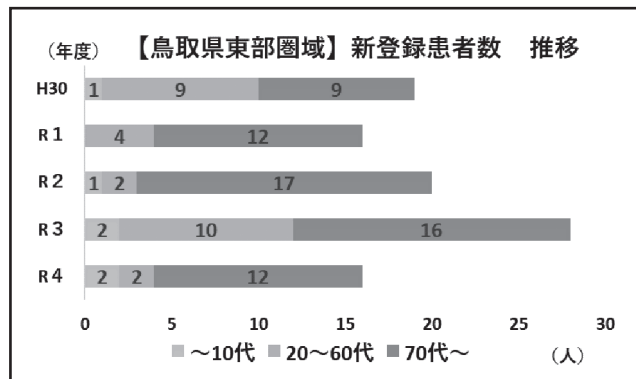
- ・咳が2週間以上続く
- ・たんがよく出る、たんに血が混じる
- ・息を吸うときに胸が痛む
- ・微熱、体がだるい、急に体重が減る

◎高齢になるほど自覚症状が乏しくなり、結核だとすぐに分からないことがあります。65歳以上の方は、症状がなくても年に1回は結核検診（胸部エックス線検査）を受けましょう。

本町では、肺がん・結核検診として住民健診を行っています。特に高齢者は結核発症の危険性が高いと言われていきますので、毎年受診するよう心がけましょう。

〔結核・肺がん検診の受け方〕

町内では智頭病院または集団検診（11月3日（金・祝）、1月11日（木）実施）で受けることができます。その他、鳥取県東部の医療機関でも受けることができます。実施医療機関については、がん検診の受診券に同封された案内をご覧ください。



問合せ先 保健センター福祉課 ☎75-4101